

建設業退職金共済制度の取り扱いについて

建設業退職金共済制度（以下「共済制度」という。）は、中小企業退職金共済法に基づき発足したもので、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健全な発展を図るためのものであり、従来よりその普及徹底を推進してきたところです。

しかし、その利用状況が必ずしも十分なものではないため、平成17年4月以降に契約する工事から、次の事項を講じていくこととしたので、今後の事務に遺漏のないようにお願いします。

1 共済制度実施状況の確認

工事請負契約金額500万円以上の場合は、建設業退職金共済関係提出書（様式1号、以下「共済関係提出書」という。）を工事完成時に元請業者に提出させ確認すること。

2 共済証紙購入状況の確認

- 1) 工事請負契約金額が500万円以上の場合は、共済制度の掛金収納書（契約者が発注者へ、以下「収納書」という。）を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（様式2号、以下「購入状況報告書」という。）を工事請負契約締結後1ヶ月以内に元請業者に提出させ確認すること。
- 2) 下請負業者（二次下請負を含む。）が共済証紙を購入している場合にあっては、その収納書も同時に貼付すること。

3 共済証紙貼付状況の確認

- 1) 購入状況報告書の提出があった工事が完成した時は、工事完成届とあわせて建設業退職金共済証紙貼付実績報告書（様式3号、以下「貼付実績報告書」という。）を請負業者に提出させ確認すること。
- 2) 共済証紙の貼付実績は、元請負業者及び下請負業者が雇用した対象建設労働者への共済証紙貼付実績を記載した貼付実績報告書をあわせて提出させること。

4 現場説明書等記載事項の履行徹底

土木（設備）工事標準現場説明書又は工事（設備）特記仕様書に履行事項を記載し、確実に実施し、徹底を図ること。